

平成28年 6月14日制定

平成30年 5月 1日改正

令和2年 5月15日改正

令和3年 5月14日改正

令和4年 5月18日改正

令和6年 5月13日改正

多摩市主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準

1 目的

地域において介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導・助言を行い、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点にたつてフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案などを行うなど、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲がある主任介護支援専門員に対し、主任介護支援専門員更新研修に必要な推薦を行うための基準について、以下のとおり定める。

2 推薦基準

下記(1)必須要件及び(2)推奨要件に該当した上で、総合的な活動状況等が推薦に該当すると多摩市が認めた者を都へ推薦する。

(1) 必須要件

ア 事業所の要件

(ア) 事業所の実地検査（都、保険者の実施指導等）の結果に特に問題がなく、指導等があった場合には終結していること。

(イ) 集団指導に参加していること。

イ 受講を希望する主任介護支援専門員の要件

他道府県から登録移転（転入）をした者は、規定中の「都内」とあるのは「登録移転（転入）前道府県内」と読み替えるものとする。

(ア) 都内の地域包括支援センター又は関係機関と連携し、ケアマネジメントを担当したことがあること。

(イ) 都内の区市町村又は地域包括支援センター等が主催する研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域連携会議等に概ね7割程度以上出席する等、積極的に参加していること。

(ウ) 当該研修終了後、最低1年間は、引き続き多摩市内で働く予定があること。

(2) 任意推奨要件

他自治体から登録移転（転入）をした者は、規定中の「多摩市」とあるのは「登録移転（転入）前自治体内」と読み替えるものとする。

① 主任介護支援専門員としての実践要件

東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1437号）3（2）主任介護支援専門員としての実践要件クに定める、「区市町村が認める要件に該当する者」は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 多摩市介護保険事業者連絡協議会の役員理事として、2年以上、事業の企画、運営に携わった実績があること。もしくは、協議会のケアマネ部会の役員として、2年以上、事業の企画、運営に携わった実績があること。

イ 勤務する事業所において、一定以上の実務経験年数があり、かつ指導的な立場（役職）にあること。

② 主任介護支援専門員としての資質向上要件

東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱3（3）主任介護支援専門員としての資質向上要件オに定める「区市町村が認める要件に該当する者」は、次に該当する者とする。

ア 別表に掲げる対象者は、マネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等のうち、次の(ア)又は(イ)の要件を満たす研修等について、同表に掲げる回数の受講をしていること。

(ア) 多摩市又は協議会が主催（委託事業又は共催を含む。以下同じ。）していること

(イ) 多摩市内で活動する職能団体（医師、看護師、理学療法士等）が主催し、かつ、研修受講者を確認できる主催者が発行する開催通知等の提出が可能であること

3 選考（審査）

審査は、提出書類、過去の研修会等への参加実績を確認し、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。

4 研修終了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、以下(1)から(4)までを十分に確認し、申込書類提出の際、あらかじめ多摩市長に同意書（別記様式）を提出すること。また、多摩市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合には、以下の協力を行い、勤務先の変更・退職時には、多摩市健康福祉部介護保険課まで、その旨を連絡すること。

- (1) 多摩市が行う事業（研修会講師等）に派遣依頼があった場合は協力をすること。
- (2) 多摩市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。
- (3) 多摩市地域ケア会議に積極的に参加し、事例の提供等を通じ課題の把握、解決に協力すること。
- (4) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。

5 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

別表

対象者	回数
平成28年度以後に主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）又は主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者	主任研修又は主任更新研修修了日の属する年度の翌年度から研修申込日の属する年度の前年度までの期間に毎年度4回以上。ただし、多摩市健康福祉部長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

別記様式

多摩市長 殿

同意書

私及び事業所は、多摩市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修（もしくは更新研修）を修了し、名簿登録された場合には、受講申込者が以下の協力を行うことに同意します。また、勤務先の変更・退職時には、多摩市健康福祉部介護保険課まで、その旨を連絡します。

- 1 多摩市が行う事業（研修会講師等）に派遣依頼があった場合は協力をすること。
- 2 多摩市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。
- 3 多摩市地域ケア会議に積極的に参加し、事例の提供等を通じ課題の把握、解決に協力すること。
- 4 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。

年 月 日

氏 名 ㊞

(受講申込者)

生 年 月 日 年 月 日

(勤務先) 事業所名

管 理 者 氏 名 ㊞